

## 労働組合権

### 概要報告の目的：

- EB-148 に労働組合権に関する活動に留意してもらう

### 関連：

- ✓ PoA 項目 2C（公共部門労働者の権利）、項目 4（労働者と組合の権利を擁護し、拡大するための PSI の計画）

### 背景：

労働者と労働組合の権利の保護は、PSI の中核的活動の一つである。PSI は公共サービスにおける人権および労働組合権の侵害を公然と非難し、深刻な侵害があれば加盟組合や他の全国・国際組合組織と協力して取り組んでいる。

### 議論：

ILC2015と争議権：2015年6月の国際労働総会（ILC）では、過年度同様、基準適用委員会（CAS）での取り組みを続け、加盟組合と共に委員会および労働者グループで発言する取り組みを展開した。PSI はカメルーン、アルジェリア、グアテマラ、トルコ、韓国、スワジランド、スペイン、イタリア、ベネズエラ、メキシコの事例に取り組んだ。すべての事例で結論が導かれたが、使用者と労働者が、争議権の存在をめぐる基本的に対立していることが、CASの機能とILOの監督メカニズムの弊害となっている。使用者は争議権に対する立場を何度も主張し、その行為を政府に非難されているが、中断は非常に危うく、バランスが悪いとPSIは考えている。

ILCではまた、PSIが労働保護に関するブリーフィングを行い、ILOがISOと結んだ覚書の問題を取り上げた。この覚書を通じて、ILOは労働安全衛生マネジメントシステムの規格開発を事実上ISOに外部委託し、民営化した。PSIは規格案がILOの権限を踏みにじるものであり、破棄されるべきとの立場をとっている。この問題について、PSIは先ごろ加盟組合用に、「労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格案（DIS）」に焦点を当てた情報記録を作成した。DISは2016年5月12日までに投票で決定され、最終的に英国規格OHSAS 18001に代わるものとなる。

EB-147 以降の活動：PSI は、エルサルバドル、エクアドル、トルコ、エジプト、ペルー、グアテマラ、フィンランドの加盟組合に、支援・連帯文書を送った。PSI はまた、ロンドンのナショナル・ギャラリーでストライキを行っている PCS のメンバーのために、レイバースタートとの協力のもと、連帯キャンペーンを始めた。

2015年7月、イギリス政府は、労働組合法案を発表した。この法案には、労働組合とメンバーが組織化し争議行為を行う力を制限する意図の、さまざまな措置が盛り込まれている。PSI は、労働組合法案は、イギリスにおいて、結社の自由と争議権のような基本的人権と労働組合権を深く傷つけると考え、この法案を大いに懸念し、反対する。これについては、EU委員会に対する意見書とイギリス政府への提出に向けて準備を行った。

9月14日、PSI はカナダの連邦公務員 23 万人を代表し、ACFO が準備した C87、C98、C151、C154 違反に関する苦情を、ジュネーブの国際労働機関（ILO）本部に提出した。アフリカと MENA 地域の公共部門における労働組合権について、AFRECON 総会に向けた地域報告が作成された。

9月19～20日、PSIはブリュッセルで行われたレイバースタートの会議に参加し、10月5～6日には、ベルリンで開かれたFESのキャンペーン会議に参加した。10月1日、PSIはロンドンのアムネスティ・インターナショナルとICTURが組織した争議権に関する国際会議に参加した。

2016年は、抗議の意見書、支援レター、メッセージが、トルコ、韓国、コロンビア、ギリシャ、アルジェリア、ウクライナ、ギニア、パキスタン、モロッコ、ホンジュラス、エジプト、インド、チュニジアの13か国（時間順）とILOに送られた。エクアドルとリベリアについては、加盟組合、結社の自由委員会と共同で、苦情申し立てを行った。

3月、PSIは第326回ILO理事会にも出席し、ILO行政裁判所改革に関する問題と、グアテマラのILC第87号条約違反に対する苦情（ILO規約26条のもと、ILC2012に代表者が申し立て）の議論に参加した。

予算面：2015年度予算の範囲内

次のステップ：

PSIは、韓国のデリケートな状況を考慮しながら、他のGUFとともに韓国への使節団を組織する。2016年2月、KCTU委員長、KPTU副委員長など、正当な労働組合活動を行った労働組合員15人が投獄された。また2015年11月のデモに参加した労働組合員400人が警察の召喚を受けた。

PSIとEPSUは、シリア紛争の高まりとともに人権、労働組合権侵害が多発するようになったトルコでの出来事を注視している。加盟組合は、同国南東部における労働組合員の殺害、脅迫、逮捕をはじめ、主にクルド人に対する攻撃についてPSIに報告した。PSI-EPSUは、この状況を非難し、暴力を終わらせるよう政府に二度訴えてきた。

ILC2016については、PSIは全地域でCASに提出する事例を選択する準備会議に参加する。PSIは中でも、「優先国」であるアルジェリア（C87）、グアテマラ（C87）、トルコ（C87、C98）の議論を提案する。PSIはまた、加盟組合を対象とした入門セッションと2つのサイドイベントを組織している。そのうち1つは、欧州の難民危機に関するものとなる。

EB-148 に対し以下を勧告する。

1. 労働組合権分野の活動と、さらなる行動に留意する。

はい/いいえ